

あけましておめでとうございます



《平成 28 年度年頭所感 —自分を育てる》

私のこれまでの人生において、これは本質をついた素晴らしいことだ、ということがいくつもあります

が、その中でも特に、体験の中から語られた言葉が一番説得力があり、私自身の行動力の原点になっているものを今年の年頭所感に取り上げることとします。

それは「自分を育てる」ということです。今から42年前に読んだ24歳の時の1冊です。『いかに生き、いかに学ぶか』戒能道孝著（講談社 現代新書）の表紙に・・・「学問の場は、学校だけでなく、むしろ実社会のなかにこそ存在する。」という一言でした。この著者は、大学の教授から弁護士となり、「小繋事件」に関わり真の学問のあり方を教えられたと記されています。・・・学習は意思があれば非常に容易です。学習の前提には、自信と意思が必要です。その自信と意思は、どんなに水をかけられても、必要に当面すれば、必ず生き返るに違いないのです。そこでどう学べばよいかとなると、「守るべき学習2原則」で、「知能と精神の蓄積の第一原則は、**どんなテーマでもよいけれども、一生涯にわたる影響を及ぼす程度まで精神をこめて真剣に学ぶこと、一生のうちある期間、特に若い時期に深く勉強することは大事です。**一年でも二年でもかまいません。少なくとも1年間、なにか真面目に勉強したら、必ず好きになれる。第二の原則は、**他人から言われたのでなしに、自己の興味を持ったテーマを選択することです。**数学者のウィック大学教授 ゼーマンの指摘した、特にあらゆる学問について言える意味がある言葉です」と紹介されています。そこが私の出発点であったと思います。今年も新たな「自分を育てる」テーマに向かって、皆様のお役に立てる仕事に取り組みますので、どうぞよろしくお願いいたします。

《編集後記》

平成28年が穏やかに始まりました。雪もあまり降らず過ごしやすいお正月だったと思いますが、皆様いかがでしたでしょうか？今年1年、健康で仕事が出来れば有り難いと思います。税制がめまぐるしく変わる中、変わらなければいけないものと、変わってはいけないものをきちんと理解して皆様と共に歩いていきたいと思っています。よろしくお願い致します。（大分の九重「夢」大橋の紅葉です。橋が怖かったです）

平成 28 年度税制改正大綱の概要

平成28年度税制改正大綱が平成27年12月24日に閣議決定されました。概要は次のとおりです。

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確かなものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置を講ずる。

具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

【個人所得課税】

①空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除

- ・相続等により生じた空き家であって、旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で、家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について、特別控除（3,000万円）を導入

②三世同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入

- ・三世同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入

【消費課税】

①消費税の軽減税率制度の導入

- ・平成29年4月から軽減税率制度を導入
- ・対象品目は、酒類及び外食を除く飲食料品と新聞の定期購読料
- ・軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）
- ・平成33年4月から適格請求書等保存方式を導入。それまでの間は簡素な方法とするとともに税額計算の特例を設ける。

日本政策金融公庫	普通貸付金利	1.25%～
	経営改善貸付	1.15%
平成27年12月9日より		